

事業を移転しない適格組織再編成等が行われた場合の控除未済欠損金額等の特例
に関する明細書（第6号様式別表13の3）記載の手引

愛 知 県

1 この明細書の用途等

この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7(1)付表4）に記載したところに準じて記載します。

- (1) この明細書は、法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。
- (2) 本県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「 第1号 法第72条の2第1項・に 掲げる事業 第3号 」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 「欠損金額等の区分」	欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。